

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により被災された方については、所得税に関し、能登税特法に基づく特例を含め、次の税制上の措置があります。

このほか能登半島地震により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方については、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ』**所 02**をご参照ください。

（注） 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます。

	税制上の措置	概 要	ページ
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。	1 ページをご参照ください。
2	所得税等の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税等の軽減又は免除を受けることができます。	2 ページをご参照ください。
3	源泉所得税等の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けることができます。	3 ページをご参照ください。
4	住宅借入金等特別控除等の特例	居住の用に供することができなくなった住宅用家屋についても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	4 ページをご参照ください。
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	一定の被害を受けたことなどにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。	
6	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。	
7	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。	5 ページをご参照ください。

【所得税以外の税制上の措置】

自動車が廃車となった場合の自動車重量税の還付	『令和6年能登半島地震により自動車に被害を受けられた方へ（自動車重量税関係）』をご参照ください。
被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用証書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税	『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について』をご参照ください。

1. 申告・納付等の期限延長

能登半島地震により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

① 地域指定による延長

能登半島地震の発生に伴い、石川県、富山県（以下「指定地域」といいます。）に納税地を有する方の申告・納付等の期限^{（注）}を延長する措置が講じられていましたが、指定地域のうち一部地域について順次この措置を終了しています。期限延長措置の終了について、詳しくは、別途国税庁ホームページ等でお知らせしていますので、ご確認ください。

（注） 令和5年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限を含みます。

② 個別の申請による延長

指定地域以外の地域に納税地を有する方が期限までに申告・納付等ができない場合、又は期限延長措置が終了した地域に納税地を有する方が引き続き期限までに申告・納付等ができない場合は、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、延長措置を受けることができます。

個別の申請による延長を受ける場合も、状況が落ち着き次第、税務署等にご相談ください。

2. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対 象 と な る 資 産 の 範 囲 等	生活に通常必要な資産（注1）	住宅又は家財の損失額（注2）が、その価額の2分の1以上である場合								
控 除 額 の 計 算 又 は 所 得 税 等 の 軽 減 額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額（注2） — 所得金額の10分の1 ② 損失額（注2）のうち 災害関連支出の金額（注3） — 5万円	軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税等の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年の所得金額	所得税等の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税等の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参 考 事 項	・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 ・災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります（注4）。 ・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から3年以内に支出したものが対象となります。	・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。								

- （注）1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
 なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
- 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。
- 3 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。
- 4 e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）』[所03](#)をご参照ください。

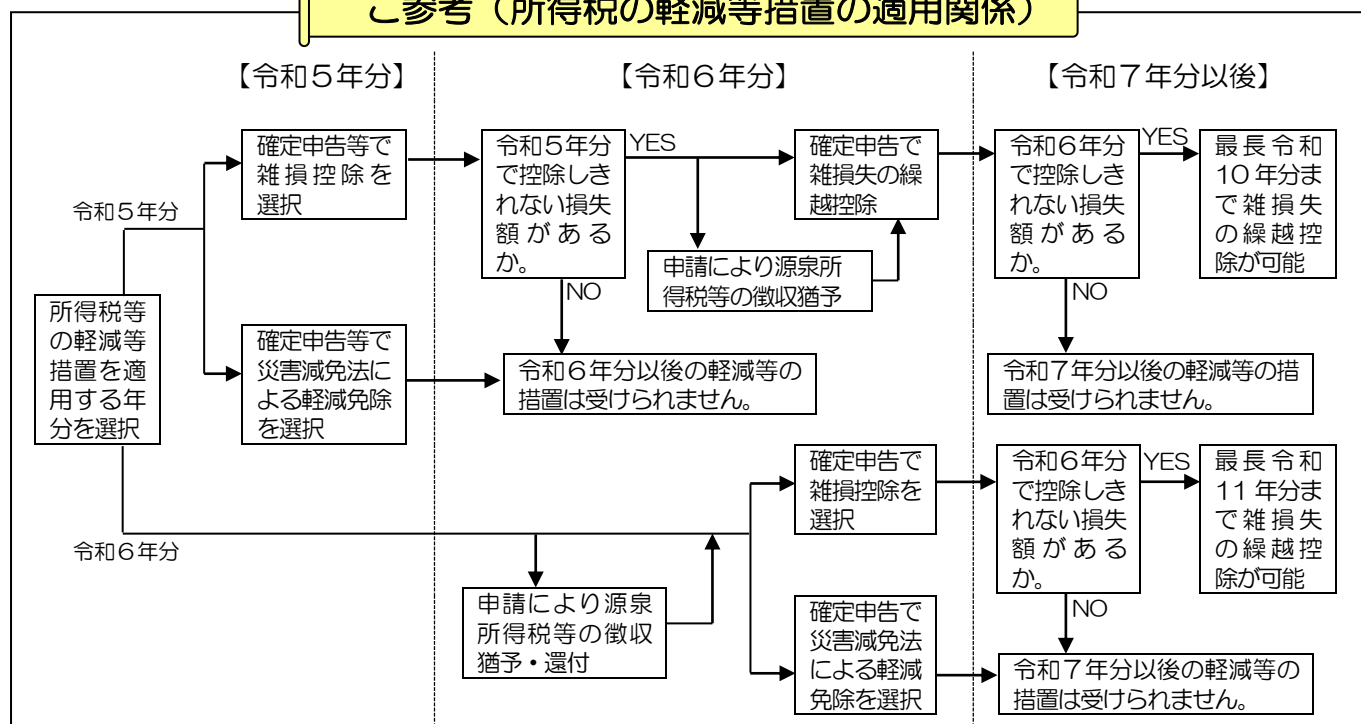
お手続きの方法

所得税等を軽減 免除する年分	令和5年分の 確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告 を済ませ ていない	令和5年分の 確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 （源泉徴収票や社会保険料控除証明書等）
	確定申告 を済ませ ている	令和5年分の 更正の請求 （注1）	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え（e-Tax メッセージボックスの受 信通知からダウンロードした PDF ファイル等）
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や 社会保険料控除証明書等）

（注）1 令和5年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、追加のお手続きなく改めて申告書の提出が可能です。

- 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
- 『令和5年分の所得税等の還付に関する判定表』[所04](#)をご参照ください。
- 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

ご参考（所得税の軽減等措置の適用関係）



3. 源泉所得税等の徴収猶予・還付

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除（2ページの「2. 所得税等の軽減又は免除」をご参照ください。）の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり令和6年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、令和6年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、**源泉所得税等の徴収猶予**や既に徴収された**源泉所得税等の還付**を受けることができます。

ただし、能登半島地震による損害につき、令和5年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は令和5年分の災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税等の徴収猶予や還付は受けられません。

（注）源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

4. 住宅借入金等特別控除等の特例

1 適用期間の特例

能登半島地震によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるためのお手続きは、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける^(注)など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

（注） 以下「2 重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

2 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村^(注)の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

（注） 石川県内全域、富山県内全域、新潟県全域が対象となります。（令和6年3月25日現在）

5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

能登半島地震で一定の被害を受けたことなどにより、勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

6. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により住宅や家財などに損害を受け、令和6年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

7月の減額申請	令和6年6月30日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として令和6年7月31日までに第1期分及び第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。
11月の減額申請	令和6年10月31日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として令和6年11月15日までに第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

7. 納税の猶予

能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

1 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

(注) 1 災害がやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

2 この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、以下2の猶予を受けることができます。

2 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

(注) 1 上記猶予期間中に納付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、さらに原則として1年以内の期間に限り、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

2 上記のほか、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の事由がある場合には、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予を受けることができます。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認くださいませようをお願いいたします。

税務署の情報は
こちらで
ご確認ください



☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。